

「(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設計画に係る環境影響評価方法書  
委員からの質疑・意見に対する事業者の見解」

No.	質問等	回答
1	<p>景観について</p> <p>昼間の景観だけではなく夜間の景観についても以下の点に配慮をお願いしたい。</p> <p>(1) 光害に配慮する。上空に光を出さない照明器具を用いる。</p> <p>(2) 過度な明るさにしない。作業する場所や入口などについては作業時に明るさが確保出来るようにするが、作業時以外の時は防犯灯程度の明るさにする。</p>	<p>夜間の照明については、屋外照明器具は不要な光を上空に出さない器具を可能な限り採用します。</p> <p>また、点検作業や防犯に必要な明るさに留める等、光害に配慮します。</p>
2	<p>石炭灰について</p> <p>2.2-12 頁「8. 石炭粉じん・石炭灰に関する事項」に、セメント原料「等」とある。セメント原料の他、全量有効利用するための用途・手段・方法を記載する必要がある。</p>	<p>発生する石炭灰を全量有効利用するための用途・手段・方法は今後検討していきますが、例えば、セメント原料、コンクリート混和材、盛土材、路盤材への有効利用を考えています。</p> <p>具体的な有効利用方法については今後検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載します。</p>
3	<p>残土について</p> <p>2.2-16 頁「1 1. その他の事項(7)産業廃棄物、(8)残土」に「有効利用が困難な」とあるが、具体的にどのようなものが想定されるか明確にすること。(残土の、「有効利用が困難な」は浚渫土にかかっているのか)</p>	<p>(産業廃棄物)</p> <p>工事中及び運転開始後の産業廃棄物については、発生量を抑制するとともに、極力有効利用に努めることとします。</p> <p>産業廃棄物の種類や量については今後検討していきますが、廃油や汚泥等で有効利用が困難なものについては、関係法令に基づき適正に処分する計画としています。</p> <p>(残土)</p> <p>工事に伴い発生する土砂については、対象事業実施区域内で極力有効利用に努めることとします。</p> <p>土量バランスについては今後検討していきますが、掘削工事等で発生する含水率が高い泥状の汚泥や浚渫土において有効利用が困難なものについては、関係法令に基づき適正に処分する計画としています。</p> <p>なお、検討した産業廃棄物の種類及び量並びに土量バランスについては、環境影響評価準備書に記載します。</p>

No.	質問等	回答
4	<p>騒音・振動について</p> <p>2.2-12 頁「7. 騒音・振動に関する事項」に記載は無いが、ボイラー、蒸気タービン、発電機から超低周波音が発生しないのか。</p> <p>また、振動対策として基礎と機器の間に防振装置を挿入する場合があるが、基礎を強固にした理由は何か。</p>	<p>発電所設備からの低周波音（超低周波音を含む）の対策方法は確立されており、問題となるようなレベルの超低周波音の発生はほとんどないと考えられますが、「低周波音」については環境影響評価項目として選定しており、今後必要な調査、予測及び評価を行う計画です。</p> <p>また、発電所設備の振動防止対策は、基礎の改善（基礎を強固にする）や弾性支持（防振装置）などがあり、設置する機器の特性に応じて対策を施します。方法書 2.2-12 頁には、ボイラー、蒸気タービン、発電機等の大型設備の対策として、「機器の基礎を強固にする等の対策」を記載しています。</p>
5	<p>交通について</p> <p>2.2-14 頁「10. 交通に関する事項」に関連して、工事中の資材搬入用車両の増加により、道路際の騒音及び振動の増加が懸念される。そのため、出来る限り現状の騒音・振動レベルが悪化しないよう、回避や低減の措置を検討すること。</p>	<p>工事中の資材搬入用車両による道路交通騒音及び振動への影響を低減するため、工事関係車両台数の平準化や工事関係者の乗り合い通勤の徹底等を図ることとしていますが、「工事用資材等の搬出入による騒音、振動」については、環境影響評価項目として選定しており、今後必要な調査、予測及び評価をする計画です。</p>